

ロビー入金機利用規定

1. ロビー入金機の利用

(1) サービス内容

当店に設置されたロビー入金機（以下「入金機」といいます）を利用して、現金の確認をした上で、窓口にて預金の入金、振込、税金・公共料金の納付等の取引（以下「入金取引」といいます）を依頼することができます。

(2) 受付時間

入金機の利用時間は、銀行窓口営業日の午前9時から午後3時までとします。

(3) 入金機利用カード

入金機を利用する場合は、当行が貸与する「ロビー入金機ご利用カード」（以下「利用カード」といいます）を使用して入金機の操作を行ってください。

2. 利用方法

(1) 入金機の操作

入金機は、利用カードを使用して、当行の定める方法ならびに操作手順により操作し、操作終了後受付票を受け取ってください。

(2) 受付票および取引申込書等の窓口への提示

入金取引は、入金機から打ち出された受付票と、依頼する入金取引の伝票・依頼書等（以下「入金取引申込書」といいます）とを窓口へ提示してください。

3. 免責事項

次の各号に該当する場合、お手続きできない場合があります。

- ・入金取引申込書等に形式不備または記載相違などの不備があった場合
- ・入金、振込等に必要な資金の総額と当行が確認した現金の総額が相違する場合

この場合、処理しないことにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

4. 利用カードの喪失・き損等の取扱い

利用カードの喪失・き損などの場合には、ただちに書面により当店へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、利用カードの喪失・盗難などにより当行が損害を被った場合は、すみやかにその損害を補填するものとします。利用カードを喪失または、き損した場合は、再作成に要する費用を申し受けます。

5. 損害の負担等

入金機の利用にあたり、災害、事変その他不可抗力による損害、現金もしくは受付票の取り忘れ、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、入金機を入金取引以外に利用し、その結果損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. 解約

この契約は、利用者または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合は、当行が貸与した利用カードはただちに当店へ返却してください。

7. 譲渡・転貸などの禁止

入金機を利用する権利は、譲渡、転貸、または質入することはできません。なお、利用カードについても同様とします。

8. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)